

令和7年3月19日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)所	納期(履行)期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	産業廃棄物(汚泥)処分ほか2件	久居駐業補給科	R07/04/01 ～ R08/03/31	R7.3.19	R7.3.27 12:00	R7.3.27 13:00		申請の範囲(申請に予定枚数を定めた範囲の総品目の合計額)で常駐決定とし、その範囲内での申請をもって決定する。常駐決定の決定後、申請額・処分費(申請書の記載事項)を見積提出期限(※)を見積提出期限(※)に提出すること。

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118  
住所三重県津市久居新町975  
契約機関名(担当)第337会計隊(坂本)  
電話番号(内線)059-255-3133(内429)

## 見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

## 単価の総額

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	予定 数量	単 価	金 額
産業廃棄物（汚泥）処分	仕様書のとおり	キログラム	5000		
産業廃棄物（汚泥）収集運搬	仕様書のとおり	台	4		
油水分離槽清掃	仕様書のとおり	セット	4		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業補給科	納 期	R07/04/01~R08/03/31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

## 市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

単価の総額

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物（汚泥）処分	仕様書のとおり	キログラム	5000		
産業廃棄物（汚泥）収集運搬	仕様書のとおり	台	4		
油水分離槽清掃	仕様書のとおり	セット	4		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業補給科	納期	R07/04/01～R08/03/31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 7 . 3 . 2 6 1 7 : 0 0

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

# 仕 様 書 (R7 年度)

## 1 総 則

本仕様書は、久居駐屯地において使用している油水分離槽槽内清掃及び産業廃棄物収集運搬処理について必要な事項を規定する。

## 2 概 要

(1)内 容:油水分離槽槽内清掃及び産業廃棄物収集運搬処理

(2)期 間:令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3)汚泥の量

ア 年間の予定汚泥発生量:約5,000kg

イ 一回当たりの予定収集運搬処理:約1,250kg(年4回)

ウ 油水分離槽の容量:縦80cm・横160cm・高さ約180cm

## 3 細部仕様

浄化装置含む槽内清掃及び発生した産業廃棄物の収集運搬処理を実施すること。

当該油水分離槽の槽内清掃(バキューム吸引・洗浄)は年度内に4回実施をすること。

基準は4半期ごと一回(5月・8月・11月・2月)とするも、細部実施時期については、係との相互調整により決定すること。

本役務契約締結後、速やかに産業廃棄物収集運搬処理に係る委託契約を締結すること。  
清掃において発生した産業廃棄物等については、「廃棄物処理及び清掃に関する法令」に基づき、請負業者の責任の下適切に処理すること。処理終了後、マニフェスト等を速やかに提出すること。また、マニフェストは年度内に提出完了すること。

## 4 保 障

当該油水分離槽の槽内清掃(バキューム吸引・洗浄)を実施する際は、油水分離槽内に設置されている油水分離槽浄化装置を破損しないように留意すること。もし作業中に当該浄化装置を破損・故障させた場合、請負業者の責任で修理を実施すること。

## 5 その他

提出書類・写真(ネガ含む)等は、係の指示により提出すること。

本仕様書に明記していない事項については係との相互調整の上実施すること。